

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 観光振興計画の推進

本市の観光振興の指針の一つである川越市観光振興計画は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 力年を計画年度とし、平成 20 年 3 月に策定された。

計画に基づき、既存の観光資源見直しや新規の観光資源発掘による観光ルートの回遊性向上、観光産業に携わる関係者のホスピタリティ向上、本市のイメージアップを図るための観光キャンペーン実施などの施策を推進する。ハード、ソフト両面の取組からさらに川越ファンを増やし、魅力ある観光まちづくりの推進によって観光客の滞在時間を延ばし、「歩いて回遊したいまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を進めていく。

まもなく現行計画の計画期間満了を迎えることから、新たに今後の川越市の観光振興の将来目標を定め、それを実現するための具体的な施策を総合的に検討していく。

(2) 一番街の交通円滑化方策

観光客が多く訪れる一番街周辺については、曜日や時間帯によって、交通渋滞が生じており、自動車、自転車、歩行者が交錯する状況がみられる。

このようなことから、本市では当該地の通行が安全に行われるよう、平成 19 年度から地元住民・商店街や関係機関により組織された「川越市北部中心市街地交通円滑化方策検討委員会」を設置し、また、平成 21 年度に歩行者天国・一方通行に係る社会実験を実施して交通規制を行った場合の影響を調査した。

現在、観光客の自動車を郊外型駐車場に誘導する等、中心市街地の自動車交通量を削減する施策を展開しているところであり、今後は、周辺道路の交差点改良等に努め、適切な交通規制のあり方を検討していく。

これら交通円滑化方策により交通渋滞が緩和されることは、「歩いて回遊したいまちづくり」に寄与するものであり、中心市街地の活性化のため、市全体で取組んでいくものである。

(3) 商店街等によるまちづくりの推進

本市の中心市街地は、北部地域の歴史的町並み地区と南部地域の商業・業務集積地区とに大きく分けて考えることができる。

北部地域の歴史的町並み地区は、重要伝統的建造物群保存地区とも重なるところであるが、その中の一番街商店街においては、昭和 58 年に発足した N P O 法人川越蔵の会が商業の活性化による景観保全を掲げ、自らの商業力の向上なくして、歴史的建築物の維

持はあり得ず、現代の店舗展開に歴史的建築物を最大限利用しようということからスタートした。

昭和 60 年のコミュニティマート構想を受け、川越市一番街商業協同組合は、町並みの形成について策定することとした。町並み委員会が発足し、ここでの協議を重ねて昭和 63 年に自らのまちづくりの原則について「町づくり規範」を策定した。この町づくり規範は、全国的にも先進的なルールとして評価されたものとなっている。

大正浪漫夢通りも、一番街商店街と同様に歴史的建築物が多く存在しているところである。川越銀座商店街振興組合では、平成 6 年に諮問機関の大正浪漫委員会によりまちづくりの指針を集成した「まちづくり規範」を策定した。

また、南部地域の商業・業務集積地区において、本市で最もにぎわいのあるショッピングエリアである「クレアモール」は、2 つの商店街振興組合で成り立っているが、その 1 つである川越新富町商店街振興組合は、まちづくりを検討する中で、新富町まちづくり協議会を設立し、昭和 63 年に「まちづくり協定」を制定した。その後、もうひとつの川越サンロード商店街振興組合においても、平成 3 年に同内容のまちづくり協定を施行した。

さらに、北部地域と南部地域を結ぶ中央通り商店街を中心とする周辺地区においては、中央通り沿道街区土地区画整理事業による整備と併せて、地元住民が主体となった中央通りまちづくり委員会により、「中央通りまちづくりルール」が平成 20 年 7 月に策定された。

このように本市の中心市街地では、商店街等によるまちづくりについての 5 つの自主協定地区があり、それぞれの委員会等が、建築、都市計画、デザイン等の学識者や専門家によるアドバイザーから協力を得て運営にあたっている。

このほか、中央通り沿道街区土地区画整理事業区域から北側の中央通りにおいては、平成 26 年に沿道住民、商店主、商店会によって中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会が組織され、昭和の街をコンセプトとして、今後のまちづくりについて検討を始めている。

本市のまちづくりは、こうした商店街等と連携しながら推進していくことが重要である。

[2] 都市計画との調和等

(1) 第三次川越市総合計画

第三次川越市総合計画（平成 18 年度から 27 年度）では、本市の目指すべき姿、10 年後の本市が表現された姿として、将来都市像を「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と 6 つの分野別の基本目標を定めているが、分野別の基本目標のうち第 3 章「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 - 」第 1 節「都市の魅力創出」施策 2 「都市拠点の整備」において、中心市街地活性化基本計画の推進として、

計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総

合的かつ一体的に推進します。

としている。

また、第4章「にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 - 」第1節「地域経済の活性化と産業振興」施策4「商業の振興」において、中心市街地の活性化として、

中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。

産業観光館（鏡山酒造跡地）の効果的な管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がありながら活用されていない建物の活用の方向性を検討するなど、まちの回遊性を高め市街地の活性化に努めます。

としている。

（2）川越市都市計画マスタープラン

川越市都市計画マスタープランは、本市が主体となって市民の意見を反映しつつ、これからの都市づくりの基本的な方向を定めるために、平成12年3月に策定し、平成21年7月に改定したものである。

このマスタープランでは、本市の都市づくりの理念を実現し、本市が目指すべき都市づくりの方向を将来都市像として「豊かな自然と暮らしやすさを創造する美しいまち川越」と掲げている。

この将来都市像を実現するために、第一章「全体構想」中の6「市街地整備の方針」において、

土地利用の高度化を促進し、都市型住宅や商業施設、業務施設の集積を促すことにより、中心市街地の活性化を図ります。

としている。

（3）川越駅西口周辺地区基本構想（川越駅西口グランドデザイン）

川越駅西口地区周辺地区基本構想は、川越駅周辺の都市整備課題を把握し、基本構想の検討、策定を目標に平成6年度に策定されているが、経年変化等を踏まえ地区の将来像実現のため次の5項目を整備の目標とした見直しを行った。

- (1) 三駅周辺地区における「都心核」の形成を図ります
- (2) 大規模敷地を活用した拠点の形成を図ります
- (3) 良好な都市基盤の形成を図ります
- (4) 定住人口の確保を図ります
- (5) 中心市街地としての先進的まちづくりに取り組みます

[3] その他の事項

（1）関連計画による位置付け

平成 11 年 3 月、第 5 次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市として位置づけられた。

国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能が集中している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。

また、「埼玉県長期ビジョン」等においては、「伝統ある歴史と文化を有する本市を中心に、広域交通体系の結節点という地域特性を活かしながら、高次の商業、業務管理、研究、文化などの機能が集積した、豊かな自然の中で新たな交流を生み出す自立文化都市圏の形成を目指す」とされている。

さらに、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン（埼玉県 5 ケ年計画）」では、「産業の振興・集積と地域住民の活動・交流を支援するための複合施設である「（西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）」の整備や「むさしの研究の郷構想」に基づいて鶴ヶ島・日高・川越にまたがる地域への研究・産業機能の集積に取り組むことにより、業務核都市の育成整備を図る」とされている。

このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。

（ 2 ）環境に配慮した都市川越

地球環境の保全のため、本市ができる省エネルギーによる地球温暖化防止策として、平成 8 年 4 月より「1%節電運動」に取り組み、平成 10 年 3 月には、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川越市環境基本計画」を、平成 19 年 3 月には、「第二次川越市環境基本計画」を策定した。

また、平成 11 年 2 月には、さらなる省エネルギー・省資源を率先して行うために、「川越市環境にやさしい率先実行計画（資源の有効利用および省エネルギー・新エネルギー編）」を、同年 5 月には、「同（公共事業における環境配慮編）」を策定して、「環境に配慮した都市川越」を目指してきた。

その後、これらの計画を全庁あげて実施していくために、「1%節電運動」をステップアップして、すべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1（ワン）運動」に取り組んできた。

さらに平成 11 年 11 月には、本市が独自で取り組んできたそれまでの環境マネジメントシステムを改定し、国際的環境マネジメントシステムである ISO14001 の認証を取得したことにより、環境及び環境マネジメントシステムの継続的な改善に向け努力しているところである。

本市ではこうした環境への配慮の取組が、今後は市民・事業者などに浸透していくことを期待している。新たな取組として、市内で開催されるイベントについて「川越市エコチャレンジイベント」として認定し、市民・事業者などに環境への配慮について関心を促すきっかけとしている。また、環境問題に積極的に取り組む事業者のサポートを行っている。

本市はこのようなことから環境への配慮を基本として、中心市街地の活性化を図って

いく。

中心市街地におけるエコチャレンジイベント認定状況（平成 25 年度）

- ・みんなで創ろう！川越文化祭～集まれ！川越 Likers～（平成 25 年 5 月 18 日・大正浪漫夢通りとその周辺にて社団法人川越青年会議所開催、来場者 3,000 人）
- ・小江戸川越春まつり 縁日大会（平成 25 年 5 月 3 日～4 日・連馨寺、熊野神社、鍛冶町広場にて小江戸川越観光推進協議会開催、2 日間来場者 15,800 人）
- ・2013 アースデイ・イン・川越 立門前（平成 25 年 10 月 6 日・連馨寺、熊野神社、旧織物市場、鶴川座等及び立門前通りにて「2013 アースデイ・イン・川越 立門前」実行委員会開催、来場者 1,800 人）
- ・第 35 回河川浄化大会（平成 25 年 9 月 23 日・やまぶき会館にて新河岸川を守る会開催、来場者 290 人）
- ・川越まつり（平成 25 年 10 月 19 日～20 日・中心市街地を含む市街地一帯にて川越まつり協賛会開催、2 日間来場者 562,000 人）
- ・第 25 回小江戸川越春まつりオープニングイベント（平成 25 年 3 月 29 日、中心市街地にて小江戸川越観光推進協議会開催、来場者 22,000 人）